



新帝陛下、皇位を繼承され帝國統治の大權を總攬し給ふ、先帝の登遐に遵ひて諒闇の裡にも亦新たな希望、新たな光明を見出さむとす。

陛下、登極の初めに聖勅を下し給ひ

舉國一致共存共榮を圖り以て維新の宏謀を顯揚すべく、日に進み日に新にする國是を以て漸進中庸の主義に據るべく、浮華を斥け實實を尙ひ、模擬を戒め創造を勗め、人心民風同和し、一視同仁四海同胞の誼を敦くせむことを宣明し給ふ。

聖旨を拜したる吾等國民は、盛徳の廣大なるに感佩し、日進日新、昭和の新日本を進展せしめ、聖慮に酬ひ奉る

徳の然らしむるところ、更に普通選舉法を制定して萬機公論の大趣を擴充されしは、御仁徳の顯現と可言、此くして帝國の國風を維持し國礎の強固なるに至りしもの皆天皇の高徳に因る。

列國の關係尙多事、内政更に進展を要するのとき、濫焉として神去ります、嗚呼、何たる悲痛事ぞ、然れども今吾等は、天皇の御聖旨に則り將來に處すること、夫れが仁徳に浴したる國民の義務。

大正天皇崩御し給ふ、國家の最大不幸事、想へば、天皇明治大帝の遺烈を繼がせられてより御治世十五年、此間歐洲大戰に参加して國威彌増しに揚り、國際政治上我國が重要な地位を占むるに至りしもの、實に懿徳の然らしむるところ、内に在つては關東大震災の打撃を受けしに拘はらず、帝國今日の隆昌を觀るに至りしもの亦御聖

務。

の信念を肝要とす。

▽ △

昭和の新政に心機を一轉し、新帝の聖旨を服膺し公明なる政治を行ふべきとき、三黨首密議して陰謀政治を行ふ聖旨に遠ざかる夫れ幾何なるぞや、昭和と新日本を進展せしむるが爲には是等政治家を葬るを最とす。

▽ △

昭和の宏猷を翼賛し大政輔弼の重任に堪へざるものと認め、其の處決を促されむとしたる現内閣か、公明なる所信に邁進する不能、議會の停會を奏請して妥協政治を行ふ、若槻首相ではないが、在野二黨の不信任案其の形勢は

判つてゐる、判つて尙政權に齧り附かむとす、昭和新政の不祥事。

三黨首の申合せ、新帝新政の始に當り政治の公明を望むを以て黨員を嚴に戒飭し言論を慎み、國民の議會に對する信頼を厚ふすることに努力すべしと言ふ、之にて政爭中止、何が政治の公明なるか、此陰謀政治を行ふが故に、國民が現在議會を信任せざる所以、是で普選制度を布いた憲政會内閣の效ゼ口と爲る。

▽ △

本黨の態度、政友に引き摺られ不信任案提出とまで行き詰つたが、此處まで來る積りではなかつた、朴烈問題を捉へて政策以上の問題と言つたのが因

と爲り、政本協定の果と爲つた、併しながら眞意では無い、豫算委員長を自黨に收め、薩摩の軟風吹かば憲政會にも政友會にも靡かむとする遊女的の底意、之を物語る、黨首申合せの奸策で固有の遊女的白紙と爲つた、兩黨の協定自然消滅、政策本位で進むと言ふ、自然消滅が目的であつたらう。まだ憲本提携を夢想してゐる。

▽ △

馬鹿を見たのは政友會、本黨を引き摺つたのは一時的の功名であつた、併し首相の深甚の考慮で政權吾が手に販したと早合點したのが間違、内閣總辭職をしても君等に政權の移るべき合理的必然性は無いではないか、研究會憲

政會本黨の三者が、君等を愚弄してゐるのに氣附かないか、一時の功名を得たにしても最後に投げられた不覺は無策低級の政黨と評さるゝも言なげん。

▽ △

政黨は私黨では無い、内閣不信任案撤回の合理的理由を示せ、昭和新政に

方つての政争回避、何等理由に爲ら無い、反對黨首領は始めからさう言つてゐるでは無いか、新政第一年度豫算だけの成立、之も亦意味をなさない、主義政見の異なる下に豫算を是認せむとすること固より不可能事、政見放棄、内閣を信任したと同様、國民に對する政治的責任を反省すべし。

黨首に戒飭された黨員、若槻氏の所

謂「考慮」に謹慎したのか、不公明なる政治を理由に、一人として三黨首を戒飭せる者なきを憐む。

三黨首の陰謀に依つて、一年の壽命を得ても、普選の實現は目睫の間に在り、新有権者は昭和の新政を奉して、既成政黨に贅せざるべし、心せよ新時代なることを。

▽ △

箝口令を布かれたやうな議會、本黨が義務教育費國庫負擔を政府案以上に五百萬圓増額せよと主張するやうな、總選舉を控へての人氣取、併し此手で國民は愚弄されないことを知れ。

地租減税問題から起つた負擔金増額、初め政府は教員俸給半額を目標と

して負擔限度を定めたのであつたが、本黨との妥協に依つて無制限方針に變更した、無方針の政施、今更此要求を無礙に排することも出来まい、妥協政治、遂には自繩自縛に陥る、是でもまだ目醒めないのか、地租委譲を主張した政友會、増額案には反對すべきが當然、併し、戒飭されて無言では認するだらう、唯だ恐る、是等の徒輩に依つて帝國財政を危くすることを。

政府矢鱈に法律案の提出に焦慮す、宗教法案等々、是も總選舉を控へての宣傳用、悪くは無い、併し法其のものとは眞面目であつてほしい、自動車道法も亦提出、通過すること請合、政府案を通過せしむるには間抜け議會に限る、提出すべし諸法案を。